

研究試料提供契約書

エア・ウォーター・アエラスバイオ株式会社（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、甲の保有する研究試料を乙に提供するにあたり、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（本研究試料の提供）

甲は、本契約締結を以って甲が定める方法により乙に以下の研究試料（以下、「本研究試料」という。）を提供する。

研究試料名：_____

数量：_____

提供番号：_____

第2条（研究目的・条件等）

- 1 乙は、本研究試料を以下の研究内容（以下、「本研究」という。）に使用するものとする。

研究題目：_____

研究目的：_____

研究管理責任者：_____

- 2 乙は、本研究が「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に反しないことを確認したうえで甲に細胞提供の依頼をする。ただし、倫理審査委員会にて承認を得ることに関する事項については、乙の判断に基づくものとし、義務とするものではない。

- 3 乙は、甲の事前の書面による承諾がある場合を除いて、乙に所属する●●●●（以下「業務遂行責任者」という。）をして本件業務の全部を遂行させる。

- 4 乙は、甲に対して、業務遂行責任者の行為について本契約上に定める一切の責任を負う。

第3条（代金の支払い）

- 1 甲は、本研究試料の対価として、代金_____円（消費税含む）を、甲の発行する請求書に従い、当該定める期日までに甲の指定する銀行口座に振り込み送金して支払うものとする。なお、振込手数料は、乙が負担する。

第4条（本研究試料の取り扱い）

- 1 乙は、本研究試料、並びに本研究試料から複製又は誘導により作製される組織、細胞、遺伝子、タンパク質、化合物又は子孫等の派生研究試料（以下、「本派生研究試料」という。）、本研究試料について甲から乙に開示される情報（以下、「本情報」という。）の使用にあたり、法令・省令その他研究、取り扱いに関する指針を遵守しなければならない。
- 2 乙は、甲から提供を受けた本研究試料を、第2条に規定する本研究の目的のみに使用することができ、かかる目的に必要な範囲内で本研究試料から本派生研究試料を作製することができる。
- 3 乙は、本研究試料及び本派生研究試料の使用にあたり、その使用を本研究に従事する乙が指名する乙の所属員（職員及び従業員等）に限定すると共に、慎重かつ厳重な注意をもって使用、管理及び保管しなければならない。

第5条（制限）

- 1 乙は、本研究試料、本派生研究試料及び本情報を第三者に転売や譲渡してはならず、また第三者に利用させてはならない。
- 2 乙は、本研究試料及び本派生研究試料をヒトの治療、診断等に使用してはならない。
- 3 乙は、本研究試料及び本派生研究試料のゲノム解析など個人情報特定する行為を行ってはならない。
- 4 乙は、本研究試料及び本派生研究試料を第2条に規定する使用目的をこえて行ってはならない。
- 5 乙は、本研究試料及び本派生研究試料を商品原料等の商用目的で使用してはならない。

第6条（非保証）

- 1 乙は、本研究試料、本派生研究試料及び本情報が危険な特性等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、これら使用によって損失が生じた場合は、乙自らの責任で処理を行う。甲は、乙の本研究試料、本派生研究試料及び本情報の使用による損失について一切の責任を有さず、いかなる損害賠償義務も負わない。
- 2 乙は、本研究試料、本派生研究試料及び本情報が第三者の知的財産権やその他の権利を侵害した場合、乙の責任によって対応する。

第7条（研究成果の公表）

乙は研究成果の公表を行うにあたり、甲から入手したことを明示する場合は、公表の内容、時期及び方法を甲に対して通知する。

第8条（知的財産権の取り扱い）

乙は本研究により生じた知的財産権の取り扱いは乙に帰属する。

第9条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約及び個別契約に関する情報並びに履行に関連して知り得た相手方に関する情報を秘密として保持し、第三者に開示、漏洩、又は本契約及び個別契約の履行以外の目的に使用してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りでない。

- （1）相手方から知得した際、既に自ら保有していたもの
- （2）相手方から知得した際、既に公知であったもの
- （3）相手方から知得した後に、自らの責によらないで公知となったもの
- （4）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手したもの
- （5）相手方から知得した事項とは無関係に独自に創作したもの

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、次の各号について表明し、これを保証する。

- （1）自己又は自己の役員、重要な地位の使用人、これに準ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主もしくは甲乙間で行われる取引に関与する委託先（再委託先を含む）等（以下「自己の役員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではなく、過去にも反社会的勢力ではなかったこと、また、今後もそのようなことはないこと。
- （2）自己又は自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また、今後もそのようなことはないこと。
- （3）自己又は自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また、今後もそのようなことはないこと。
- （4）自己又は自己の役員等が、反社会的勢力に対して金員又は便宜等を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していないこと、また、今後もそのようなことはないこと。
- （5）甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、相手方及び相手方の役職員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等（以下「関係先等」という。）に対し暴力行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方及び相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方及び相手方の関係先等の業務を妨害しないこと。

2. 甲及び乙が前項のいずれかの事項の表明、保証に違反した場合、相手方は、催告を行うことなく直ちに、本契約の全部を解除することができる。

3. 甲又は乙が前項により本契約を解除した場合、有責当事者は、解除により相手方が被った損害を賠償する責任を負う。また、解除した当事者は、解除により有責当事者に損害が発生したとしても、これを賠償する責任を負わない。

4 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- (4) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

第11条（紛失等）

- 1 本研究試料の提供における輸送段階での事故の処理については、速やかに甲乙で協議して処理する。
- 2 乙は、本研究試料、本派生研究試料及び本情報を紛失等したときには、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

第12条（使用後の措置）

乙は、本研究の中止、終了した場合、保有している本研究試料並びに本派生研究試料は特定の個人を識別できないよう加工（コード化）したままを速やかに医療廃棄物として廃棄する。また、甲から開示された秘密情報並びにその複製、転写及び複製物自己の費用をもって速やかに相手方に返還又は廃棄する。

第13条（契約の解除）

- 1 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当した場合、その相手方は、催告その他の手続きをすることなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 支払停止又は支払不能の状態に陥ったとき
 - (2) 振出、引受又は裏書した手形、小切手が不渡りとなったとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立を行い又は申立を受けたとき
 - (5) 解散若しくは事業の全部又は重要な一部の譲渡を決議したとき
 - (6) 監督官庁より営業停止命令、又は営業に必要な許認可の取消処分を受けたとき
 - (7) 前各号に類するような信用状況に重大な影響を及ぼす事由が生じたとき
 - (8) 本契約又は個別契約に違反したとき
- 2 甲又は乙は、前項各号のいずれかに該当した場合、相手方から何らの通知催告がなくとも、相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。

第14条（契約期間）

本契約の有効期間は、20●●年●月●日から起算して6カ月間とする。但し、第9条の規定は本契約終了後3年間、第4条から第8条、第11条、第12条、第16条、第17条の規定は期間の定めなく、それぞれ有効に存続する。

第15条（損害賠償）

甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの規定に違反したことにより損害を受けた場合、相手方に対して損害賠償を請求する権利を有し、相手方は損害賠償の責めを負うものとする。

第16条（契約上の権利義務の移転）

甲および乙は、相手方の書面による承諾なく、本契約上の地位または本契約に生じた一切の権利義務について第三者に譲渡してはならない。

第17条（合意管轄）

本契約に関する一切の訴訟は、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条（協議）

本契約書に定めのない事項については、甲乙が協議し、円満に解決を図る。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 神戸市中央区港島南町一丁目3番地1
エア・ウォーター・アエラスバイオ株式会社

代表取締役 菊地 耕三 印

乙

印